

子ども・保護者と共に創る保育実践

～子どもの最善の利益に向けて～

ちやいんどネット大阪

堀井二実

1. ますます厳しくなる子ども、子育てをめぐる状況

「子どもの権利条約」を日本が批准して30年、やっと2023年「こども基本法」が制定され、こども家庭庁からも様々な施策が出されているけれど

<子育て家庭の状況>

- ・進む孤立化—核家族、地域の人間関係の希薄化にコロナの影響
- ・貧困家庭—7人に1人、ひとり親の場合は約半分が貧困状態
- ・虐待の増加—児童相談所による相談対応件数 2021（令和3）年 207,660件
2022（令和4）年 219,170件
- ・待機児の減少？—減少とされているが、隠れ待機児は？

保護者の要望とのズレ

<保育現場の状況>

- ・保育制度の多様化、複雑化—幼稚園、認定こども園（幼稚園型、保育園型）、保育所
それぞれに公立、私立、保育所は認可園、小規模、認可外
- ・待機児解消のための量的拡大—最低基準の緩和、基準の緩い小規模保育所の乱立
- ・続く慢性的な保育士不足（劣悪な労働条件、長時間保育児の増加などによる）
- ・その結果—保育事故の増加、2023年過去最多の2,772件（内死亡9件）
- ・2012年「子ども・子育て支援法」で、“教育”は3歳児以上とされる

2. “同和”保育の取り組み

<大阪における“同和”保育の取り組みのはじまり>

- ・1965年「同和对策審議会答申」が出された前後から大阪で、保育所建設の要求
部落解放運動の一環として、各地の被差別部落に保育所が建設されていく
- ・子どもの生きる権利、育つ権利、教育を受ける権利の保障
（同時に親たちの生きる権利、働く権利の保障、きょうだいの教育を受ける権利の保障も）

<私の“同和”保育との出会い>

- ・1968年9月～ 同和保育所に勤務
- ・勤務先の地域でも1966年、43日間座り込みで保育所開設（当時の隣保館併設60名定員）
- ・0歳児への対応の遅れから死亡、新たな保育所建設の要求
- ・1968年7月—120名定員、保健室や看護師の配置
- ・当時の差別の実態にカルチャーショック

文字を読んだり書いたりできない人がある、電車に乗ったことがない人もいる
狭い道路、トイレもない長屋、肉だけの焼肉、子どもだけが店で夕食
それまでの自分の生活では“あたりまえ”と思っていたことは、自分の思いこみ

<同和保育所での取り組み>

- ・条件整備から
 - 完全給食の実施、保育時間の延長、保育で使う用品や衣類の支給、皆保育
24時間の生活の組織化、人員要求（同和加配）
- ・地域や親と一緒に取り組む行事や実行委員会
 - 保育参加、保育参観（半日保母）、運動会や生活発表会なども実行委員会で
食生活、ノンテレビ活動などその時の課題ごとに保護者と職員で実行委員会をつくる
- ・親たちとともに創る保育
 - *5歳児お泊り保育
 - ・子どもたちの現状と課題から、お泊り保育の目的や活動内容などの提起
（基本的な生活習慣、みんなと一緒に何かをやりとげる達成感、自分の家以外に泊まる）
 - ・子どもたちの活動がスムーズに安全に進められるよう、親や地域の人たちも協力
 - *1歳児人形作り
 - ・保育所全体の保護者と保育者の話し合いやクラス懇談会の中で、子どもたちの姿や目指す
子ども像について話あう中で、親たちももっと保育所での子どもたちの活動にかかわりたい
という要望が出される
 - ・1歳児の活動に大きな意味を持つ人形を子どもたち一人ひとりに、親の願いを込めて作っ
てもらおう
 - ・人形を中心とした保育の展開（子どもたちの発想、親たちの興味や提案で保育が保育者の
予想を超えて発展、子どもや保護者と一緒に創っているという実感）
 - *5歳児屠場見学
 - ・地域にとっての屠場—地域の人たちにとっては「屠場があったから命をつないでくることが
できた」が、それは同時に周辺の人たちから「赤い血が流れているところ」「臭い、汚
い」「平気で牛を殺す人たちだから何をするかわからない」などと差別と偏見でみられる
 - ・「子どもたちが差別とであった時、言い返せる子、仲間と一緒に言っていける子になっ
てほしい」「地域に生まれたことを誇りに思える子になってほしい」—これが親たちの切実
な願いであり、保育目標であった
 - ・その一つの取り組みとして「5歳児の屠場見学」に集約されていく
 - ・「5歳児に屠場を見せるなんてとんでもない」という周り（一部職員も含め、市当局やある
政治団体の反対の声）
 - ・一層、地域・親・保育所一体となった取り組みになっていく
 - ・「〇〇のおっちゃん、足ふんばって肉切ってるそこすごかった」「寒いのに汗いっぱいか
いてた」「包丁持つほうの手だけものすっごうごっつうなっていた」「これからお肉も残さんと
食べようと思った」

- ・屠場で働く人たちのおもい、屠場見学で自分たちが感じたことなどを制作展や生活発表会で表現していく

3. “同和”保育実践から学ぶこと

① 子どもたちの生存権を保障する取り組み—人権保育の原点

- ・“同和”保育が始まったころの子どもの人権は、「日本国憲法」や「子どもの権利宣言」に基づいていたが、1989年「子どもの権利条約」が国連で採択されてからは、その理念を保育でも実践しようとして取り組まれていった。

- ・「子どもの権利条約」の原則

1. 差別の禁止にたいする権利（第2条）
2. 子どもの最善の利益の第一義的考慮（第3条）
3. 生命、生存および発達にたいする権利（第6条）
4. 子どもの意見表明と参加の権利（第12条）

「子どもの権利条約」はこれまで、付与され保護される存在だったのが、同時に社会の一員として社会に参加する存在だという新しい子ども観を提示した。

子どもの最善の利益の実現のためには、おとながよかれと思うことではなく、まず子どもの意見を聴くことが大事。

② 保育は目の前の子どもの“いま”からはじまる

- ・「子どもの権利条約」にもあるように、子どももおとなが生活している社会の状況とは無縁ではない。おとなと同様の色々な問題を抱えている。
- ・ただ表面的な面だけでなく、家庭での生活の様子、子どもの思いや願いなどしっかり把握することから。
- ・何事も保育士の価値観や世間の常識でみないこと。
- ・子どもの願いを実現していくために、子どもの気持ちや思いに共感し、寄り添いながら、子ども自身が自分で選択・決定できるように選択肢を提示したり、一緒に考えていく。
- ・家庭での生活についても、保護者と一緒に考えていく。

③ 保育は保育者と子どもたちの協働の営み

- ・保育現場の今の条件（施設・設備、保育士配置基準など）から、保育者主導になりがち。
- ・保育者として、子どもたちの現状や興味などをもとに保育目標や保育計画を考え、一定環境を整えていくことは必要。
- ・具体的な活動は、子どもたちと一緒に考え、ある場面では子どもたちに任せたりしながら進めていく。
- ・子どもたちから色々な意見や発想が出てくるまで子どもたちを信じて待つことも大事。

④ 保育は保護者・地域の人たちとともに創るもの

- ・統廃合などで保育施設の規模が大きくなっていることや、広域から子どもたちが通って来ていることから、地域としての取り組みが難しくなっている。

- ・本来、徒歩やせめて自転車で通える範囲に保育所があり、地域の人たちとも日常的に交流があることが望ましいと思う。
- ・現状でも何かできることはないか、考えていきたいと思う。

4. 日々の保育を振り返ってみよう

- ・日常の生活やあそびや行事などで、ずーっとこのやり方でやってきたから、保育者としてはスムーズにやれているから、とあまり疑問にも思わず、していることはありませんか？
- ・そのことで、子どもたちの考える力や、やってみよう、やりたい気持ちを奪うことになっていないか、ちょっと立ち止まって考えてみませんか。

<こんな場面があたりまえになっていませんか>

- ・食事や排泄――斉に「いただきます」「ごちそうさま」
トイレ、手洗いは一斉に保育士の声掛けで、並んで
- ・玩具は保育者が決めたその日のあそびによって提供される
- ・散歩の行き先は保育士が決めている などなど

保育所保育指針にも書かれている「子ども主体」の保育なのかな？

子どもたちはどう感じているんだろう？子どもたちにとってどうなんだろう？

「子どもの権利条約」に明記されている子どもの人権の視点で考えてみよう

- ・子どもたちが自分で考えて、自分のことを決める環境（人的・物的）が整備されているか。
- ・子どもたちに「余計なこと」「無駄に待たせること」「競わせること」をさせることになっていないか。

日常の保育を振り返り、話しあう場をぜひ持ちましょう！

参考文献 「ようこそ こどものけんりのほん」 白泉社
「コミックで発信 保育に活かす 子どもの権利条約」
エイデル研究所
「幼児から民主主義―スウェーデンの保育実践に学ぶ」
新評論